

行政書士ADRセンター神奈川費用報酬規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、行政書士ADRセンター神奈川規則（以下「規則」という。）第30条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則、行政書士ADRセンター神奈川調停規程（以下「調停規程」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

第2章 当事者から徴収する費用

(費用の種類等)

第3条 調停手続に関し、紛争の当事者（以下「当事者」という。）から徴収する費用の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 申込手数料
- 二 期日手数料
- 三 日当

四 その他の費用（調査等の費用が発生する場合は、事前に概算見積りを当事者双方に提示し、都度精算していただくこととする。）

2 調停規程第32条第1項に規定する参考人からの意見聴取に関する費用は、行政書士ADRセンター神奈川（以下「ADRセンター」という。）の負担とし、当事者からは徴収しない。

(申込手数料)

第4条 申込予定者は、調停規程第11条第1項の規定によりADRセンターに調停手続の実施の申込みをするときは、申込手数料として、金2,000円（消費税別）を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された申込手数料は、調停規程第15条第1項の規定により申込みを不受理とする決定をしたときは、その全額を返還する。この場合において、返還に要する費用は、申込予定者の負担とする。

3 申込手数料は、調停規程第15条第1項の規定により申込みを受理する決定をした後は、返還しない。

4 当事者間に申込手数料の負担割合についての合意があるときは、その負担割合によって算出された額を申込手数料として納付することができる。この場合において、申込予定者は、当該合意の内容を記載した書面を作成し、調停規程第11条第1項第一号に規定する調停申込書とともに、センター長に提出しなければならない。

(期日手数料)

第5条 当事者は、調停規程第29条に規定する調停手続の期日1回について、期日手数料として、金4,000円(消費税別)を納付しなければならない。

2 期日手数料は、それぞれの調停手続の期日を開始する前までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、申込人は、第1回から第3回の調停手続の期日に係る期日手数料を、次項に規定する負担割合に基づいて、前条第1項に規定する申込手数料と同時に納付するものとする。

4 第1回の調停手続の期日に係る期日手数料は申込人の負担とし、第2回以降の調停手続の期日に係る期日手数料は、申込人と相手方がそれぞれ第1項に規定する額の半額を負担するものとする。

5 当事者間に当該期日手数料の負担割合についての合意があるときは、その負担割合によって算出された額を期日手数料として納付することができる。この場合において、申込人又は相手方は、その合意の内容を記載した書面を作成し、センター長に提出しなければならない。

6 期日手数料は、調停手続の期日が開催されなかったときは、返還する。この場合において返還に要する費用は、当該期日手数料を納付した者の負担とする。

7 前項の規定にかかわらず、正当な事由なく調停手続の期日に当事者の一方又は双方が出席しなかったために調停手続の期日が開催されなかったときは、当該出席しなかった当事者の負担すべき期日手数料は返還しない。ただし、調停規程第29条5項の規定により期日が延期されたときには、この限りではない。

(日当等)

第6条 当事者は、調停規程第29条第4項ただし書の規定により調停手続の期日を開催したときは、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 調停人(担当弁護士が調停手続の期日に同席し、又は当該期日開催場所に待機したときは、当該担当弁護士を含む。以下この条において同じ。)の日当

二 ADRセンターから調停手続の期日開催場所までに要する調停人の交通費

三 調停人が調停手続の期日が開催された日の午後10時までにADRセンターに

帰れないときは、宿泊費

2 前項第一号に規定する日当は、調停人1人につき調停手続の期日1回について、金8,000円(消費税別)とし、同項第二号に規定する交通費及び第三号に規定する宿泊費は、実費相当額とする。

3 第1項各号に規定する費用の負担割合は、調停手続の期日の開催場所について、一方の当事者の希望により当該場所で開催した場合は当該一方の当事者の全額負担とし、双方の当事者の希望により当該場所で開催した場合はそれぞれの当事者が半額を負担するものとする。ただし、当事者間に費用負担についての合意があるときは、その合意によって算出した額とすることを妨げない。

4 センター長は、第1項各号に規定する費用が発生する見込みがあるときは、あらかじめその概算額を当事者に示して予納させるものとする。

5 前項の規定により予納された費用は、調停手続が終了した後に精算するものとする。この場合において、予納された費用に不足があるときはその不足額について第3項の規定に基づき追加納付を依頼し、余剰があるときはその余剰額について同項の規定に基づき当該費用を納付した者に返還する。

(費用の納付方法)

第7条 前3条に規定する費用は、現金でADRセンターに納付しなければならない。

(費用の減免)

第8条 センター長は、当事者が資力に乏しいことその他第4条から第6条までに規定する費用を納付することが困難であると認めるときは、ADRセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の決議を経て、当該費用の一部を減額し、又はその全額を免除することができる。

第3章 関係者に支払う報酬

(行政書士調停人に対する報酬)

第9条 ADRセンターは、調停人に対し、次の各号に掲げる報酬を支払うものとし、その額は当該各号に規定するところによるものとする。

- 一 調停外報酬 金4,630円(消費税別)
- 二 期日報酬 金6,482円(消費税別)
- 三 交通費 実費

2 前項第一号に規定する調停外報酬は、第1回の調停手続の期日までの間において当該調停人が当該調停手続に関する調査その他の準備行為をした場合に支払うものとし、同項第二号に規定する期日報酬は、調停手続の期日が終了するごとに支払うものとする。

- 3 第1項第三号に規定する交通費は、ADRセンターまでの往復の実費とする。
- 4 ADRセンターは、調停手続の期日に一方又は双方が出席しないため、当該期日を開催しなかった場合であつて、調停人が当該期日開催場所に待機していたときは、第1項第二号及び第三号に規定する報酬を、当該調停人に支払うものとする。

(日当その他の費用の支給)

第10条 ADRセンターは、調停規程第29条第4項ただし書の規定により調停手続の期日を開催したときは、第6条の規定により当事者から納付された費用を調停人(担当弁護士が調停手続の期日に同席し、又は当該期日開催場所に待機したときは、当該担当弁護士を含む。以下この条において同じ。)に支払うものとする。

2 調停人は、調停規程第29条第4項ただし書の規定により調停手続の期日を開催したときは、その終了後、速やかに領収書その他交通費及び宿泊費として要した費用を証明する書面をセンター長に提出しなければならない。

(弁護士に対する報酬)

第11条 ADRセンターは、手続関与弁護士に対し、次の各号に掲げる報酬を支払うものとする。

- 一 手続関与料 金19,048円(消費税別)/月
- 二 委員会出席報酬 金4,762円(消費税別)/回
- 三 期日報酬 金6,667円(消費税別)/回
- 四 交通費(実費)

2 前項第一号の報酬は、調停規程に定める助言等の職務に対して支払われるものとする。

3 第1項第二号の報酬は、調停規程第12条第2項の紛争解決小委員会等、委員会開催1回ごとに支払われるものとする。

4 第1項第三号の報酬は、調停手続に臨席する必要があると判断される場合に、期日1回ごとに支払われるものとする。

5 第1項第四号に規定する交通費は、ADRセンターまでの往復の実費とする。

6 第9条第4項の規定は、担当弁護士として選任された手続関与弁護士が調停手続の期日開催場所に待機した場合について準用する。

7 運営関与弁護士並びに評価委員の弁護士については、第1項第二号及び第四号の報酬を支払うものとする。

(センター長等に対する報酬)

第12条 ADRセンターは、センター長、副センター長、運営委員その他の委員に対して、当会の会則施行規則に定めるところに従い旅費を支払うことができる。

第4章 その他

(改廃)

第13条 この規程を改正し、又は廃止するときは、運営委員会の議決を要する。

附 則

この規程は、調停手続の業務について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成22年12月27日）から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は、運営委員会の決議の日（平成23年1月15日）から施行する。

附 則(平成25年2月25日運営委員会決議)

この一部改正は、平成26年4月1日より施行する。